

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）狭山市駅新商業施設

狭山市入間川一丁目二千七百九十二番地の一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯

（変更前）午前五時から午後十時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

ハ 変更年月日

平成二十三年五月一日

二 届出年月日

平成二十二年十二月十五日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月二十八日から平成二十三年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課